

第4回 自然保護の法制度

2007年5月11日

担当者：交告尚史

1. 自然公園法

(1) 法律の目的

(2) 指定 (5 条) * 地域制公園、公用制限公園 ⇔ 営造物公園

① 国立公園 ② 国定公園 ③ 都道府県立自然公園

(3) 公園計画、公園事業 (7、8、9 条)

□ 2002 年改正

① 公園管理団体制度の創設 (37 条以下)

② 風景地保護協定制度の創設 (31 条以下) → 二次自然の保全

(4) 指定地域と行為規制

① 公園計画の意義 = 地域指定の基礎

② 特別地域 (13 条)

・ 3 種に区分 (施行規則 9 条の 2)

・ 地域内で禁止される行為 → 許可制

・ 工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物・土石の採取 etc.

□ 2002 年改正 指定物の集積、指定動物の捕獲を追加

* 2006 年 指定動物の指定：ウミガメ 3 種、蝶類 3 種、トンボ類 3 種

③ 特別保護地区 (14 条)

・ 指定の場所・・・特別地域内に指定

・ 行為規制のポリシー

人為的な現状変更を行わない。

・ 行為規制の内容

特別地域で禁止される行為に加えて、

・ 木竹の損傷、木竹の植栽、家畜の放牧、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取、動物の捕獲・殺傷&動物の卵の採取・損傷。

・ 平成 2 年法改正による乗入れ規制

スノーモービル、オフロード車、モーターボート等の乗入れによる植生、野生動物の生息・生育環境への被害を防止する。

・ 2002 年法改正

□ 指定区域内への指定期間内の立入り規制

□ 行為規制が政令で定められることとされた。(14 条 3 項 10 号)

・ 2005 年施行令改正

法 14 条 3 項 10 号の「政令で定める行為」は、次に掲げるものとする (18 条)。

- ・木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと
- ・動物を放つこと（家畜の放牧は従来から禁止）
- ∴特別保護地区では、動植物の放出は一切禁止

④海中公園地区（24条）

⑤普通地域（26条）

特別地域・海中公園地区以外の区域。開発行為は届出制。ただし、行為の禁止、制限、必要な措置の実施を命ずることができる。

(5)自然公園制度の問題点

- (1)景観中心主義・・・指定の段階、管理の段階で、生態学的観点尊重されない。
- (2)地域制・・・産業活動等による土地利用との調整が困難。
- (3)OVER USE・・・適正収容力の判定とそれに基づく管理が必要だが地域制の制約あり。
 - 利用調整地区（15条）・・・立入りの人数の調整

2. 自然環境保全法

(1)自然公園法の制度との違い

制度の目的の違い。ただし、血統主義。

(2)原生自然環境保全地域（第3章）

人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している一定規模以上の区域。指定し得るのは国・公有地のみ。立入制限地区の指定が可能（19条）。

(3)自然環境保全地域（第4章）

保全対象に着眼した指定要件（22条1項）。私有地の指定も可能だが実際には笹が峰1か所のみ。

(4)都道府県自然環境保全地域（第6章）

3. 野生動植物保護の制度の総合的考察

(1)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(a)法律の目的（1条）

(b)希少野性動植物保存基本方針（6条）

(c)鍵概念（4条）

希少野性動植物種＝国内希少野性動植物種＋国際希少野性動植物種＋緊急指定種
 特定国内希少野性動植物種・・・商業的に個体の繁殖をさせることができるもの
 緊急指定種（5条） 指定期間は3年を超えることができない。

(d)規制の内容

- ①捕獲等の禁止（9条）、譲渡し等の禁止（12条）、輸出入の禁止（15条1項）、違法輸入者に対する措置命令（16条）
- ②生息地保護区（36条以下）

土地所有者との調整が必要のためなかなか指定できず、指定できても十分な広さの管理地を確保することが困難。

- ③管理地区（37条）・・・ 保存のため特に必要のある区域
- ④立入制限地区（38条）・・・ 土地所有者または占有者の同意が必要。
- ⑤監視地区（39条）・・・ 管理地区以外。37条4項 ①~⑤について届出
- ⑥現状回復・措置命令（40条）
- ⑦保護増殖事業（45条以下）

4. 森林保護の制度

(1)保護林制度

(2)森林法の制度

①保安林

②林地開発許可・・・ 地域森林計画の対象になっている民有林における開発行為の許可